子育てサークル　○○　規約

参考例１

（名称及び事務所）

第１条　本会は、○○と称し、事務所を○○（例：会長宅、川崎市幸区など）に置く。

（目的）

第２条　本会は、地域での子育てを共同で行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（活動内容）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

（１）

（２）

（会員）

第４条　本会の会員は、第２条に定める目的に賛同し、本規約を遵守する者により構成する。

（役員の種別）

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）　会長　　　１人

（２）　副会長 ○人

（３）　会計 ○人

（役員の職務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代表する。

３　会計は、会の会計を担当する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）

第８条　総会は、会長が招集し、年に１回開催する。

２　予算案及び決算に関する事項、役員の選任に関する事項、規約に関する事項、その他必要な事項を審議する。

３　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

４　会長が必要と認めたときまたは、全会員の３分の１から請求があったときは、臨時に開催をすることができ

（経費）

第９条　本会の運営に要する経費は、会費をもってあてる。

（会費）

第１０条　会費は、１人につき○○円とする。

（会計年度）

第１１条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（規約の変更）

第１２条　この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

（委任）

第１３条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

附　則

　この規約は、○○年○月○日から施行する。